21 日獣発第 128 号 平成 21 年 8 月 14 日

環境省

自然環境局長 鈴 木 正 規 様

社団法人 日本獣医師会 会 長 山 根 義 久

## 動物介在諸活動に係る施策の推進等について(要 請)

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますこと御礼申し上げます。

さて、日本獣医師会においては、子供たちの教育課程における動物の飼育体験が心の健康教育としての情操教育効果を発揮することに着目するとともに、その安定的かつ効果的実施を確保する上での動物医療を担う獣医師と学校教育関係者との連携の重要性を指摘し、これまでその円滑な推進の方策についての検討結果を2度にわたり、貴省をはじめ関係省庁、都道府県教育委員会に対し提案させていただき、学校飼育動物活動の進展について一層のご理解をお願いしてきたところです。

この間、平成 18 年 6 月施行の動物の愛護及び管理に関する法律の改正において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するための教育活動等が行われる場所として、「学校、地域、家庭等」が明記される等、学校における飼育動物に係る施策の進展が図られてきましたことは同慶に耐えません。

さて、近年、動物の飼育や動物とのふれあい等が人の精神活動の安定に与える影響の重要性が認識されるにともない、学校における動物飼育活動のほかにも、動物を活用した人の介護・福祉、治療、教育等の様々な活動が動物介在活動として受け入れられ社会的評価を得てきているところでありますが、本会では、このような動物の介在を伴う活動を「動物介在諸活動」として位置付け、①動物を用いての介護・福祉を目的とした動物介在活動、②動物を用いての治療支援活動である動物介在療法、そして③動物を教材として用いる動物介在教育(学校における動物飼育を含む。)の3種の活動における、獣医師及び獣医師会の役割について、本会の事業運営機関である小動物臨床部会の動物介在活動推進検討委員会(委員長:唐木英明 日本学術会議副会長)において検討を行い、検討の結果を別添報告書「動物介在諸活動(動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育)と獣医師及び獣医師会の役割」として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、学校における動物飼育体験を通じての児童・生徒に対する動物愛護・福祉精神の涵養等の施策の推進に当たり、ご活用されますようお願いします。

注:文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局長にも上記と同様内容を要請